

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

国際的な視点に立った研究活動の推進に関する基本方針

平成29年3月9日決定

1. 趣旨

農研機構は、農業の成長産業化や農業・農村の所得増大等に向けて、「農林水産研究基本計画」に掲げられた「生産現場が直面する問題を速やかに解決するための研究開発」を最優先課題に位置付けている。

一方、我が国の食料・農業・農村の諸問題を解決する上で、国境を越えた研究・調査や海外機関との連携強化の重要性が高まっている。とりわけ、政府が推進する二国間関係強化の枠組みの中で、研究協力が求められるケースが増えており、これに積極的に対応する必要がある。

また、海外における研究開発の進展をみれば、海外にも優れた知見や手法があることを認識し、広い視野に立って研究を進めることや、これら知見や手法を導入して研究を活性化することが、近年、特に重要になっている。このため、海外研究機関の研究能力や研究開発の進捗状況を把握・評価した上で、戦略的・効果的に在外研究を促進することが重要になるほか、外国人研究者の増員、効果的な海外レビューの実施等を通じて、組織自体の国際化を進めていくことが喫緊の課題となっている。

そこで、国際農林水産業研究戦略（平成28年7月農林水産技術会議決定）に則し、国益の増大や農研機構のプレゼンスの向上等に繋がる国際的な視点に立った研究活動の推進に関する基本方針を以下に定め、役職員の基本認識とする。

2. 農研機構が推進すべき国際共同研究

- (1) 我が国の食料・農業・農村の諸問題を解決し、その国際競争力を強化することにつながることを原則に、重要度・緊急度の高い以下の国際共同研究を推進する。

① 地球規模の課題に対応する研究

我が国に直接的に影響を与える地球規模の課題に対応する調査・研究を、各国と連携して行うほか、間接的に影響を与える課題についても、国際的に共同歩調を取って進めることが求められている場合には、積極的に調査・研究を、各国と連携して行う。

② 越境性の動物疾病や作物病害虫に対応する研究

鳥インフルエンザ・ウシカ等、国境を越えて我が国に影響する課題に迅速に対応するには、海外の状況を把握するとともに現地での対応が必要であることから、調査・研究を関係国と連携して行う。

③ 遺伝資源の収集・利用を支援するための研究

我が国の品種改良に重要な遺伝資源を確保するためには、途上国を含めた諸外国の理解を得て、我が国と関係国の両者にメリットがある関係を構築することが、遺伝資源へのアクセスに重要となることから、遺伝資源の収集・評価・育種素材化に関する調査・研究を関係国と連携して行う。

④ 海外輸出および海外展開のための研究

我が国の農産物や食品の輸出を促進する上で必要な場合には、調査・研究を関係国と連携して行うことができるものとする。また、企業活動がグローバル化している状況を踏まえ、我が国の企業の事業活動を支援する上で有益と考えられる場合は、海外の現場を対象にした調査・研究や、海外法人等と連携した調査・研究を行うことができることとする。

⑤ 国際標準等の国際ルールに対応するための研究

積極的に国際標準化を推進するため、農産物・食品の輸出の促進に資する安全性や信頼性を保証する分析技術、植物検疫上重要な病害虫の防疫対策技術、農業機械の安全性や作業機の通信規格の国際標準化対策技術等の開発について、関係国や国際機関と連携して行う。

⑥ 国際連携により課題の解決が促進される研究

上記以外についても、我が国よりも強みがある技術等の導入によって、我が国での研究開発に要するコストや時間の削減に繋がる場合等、国際連携により我が国の農業・食品産業に関する諸問題の効果的、効率的な解決が期待される課題については、相手先の能力を見極めつつ、積極的に関係国等と連携して調査・研究を行う。

(2) 上の(1)に述べた内容の国際共同研究に限らず、二国間関係の強化が幅広い観点からの国益につながるとして、政府より当該二国間での研究協力が農研機構に求められた場合には、共同研究課題の選定プロセスへの協力も含め、積極的に協力する。その際には、以下に留意して対応するとともに、本部は必要に応じて、可能な範囲で研究センター等に研究資金等の面で支援を行う。

① 我が国政府から二国間の共同研究を求められる場合や国際共同研究に係る公募がなされる場合に、迅速にこれに応え、また公募に応募できるよう、日頃より、相手国との共同研究を検討する視点を持ちながら、各国の研究実施体制、研究水準等に関する情報を収集・把握するとともに、それら研究機関との間に友好関係(ネットワーク)を築き、維持するように努める。さらに、研究者に国際研究集会等の場に参加させる場合にも、友好関係の構築や担当分野における各国の研究水準及び共同研究の可能性等に関する情報収集に留意させる。

② 同様の場合等において、公的研究組織間の関係を強化する視点から、連携協定の締結を求められた場合は、互恵的な関係を築くことが著しく困難な場合を除き、これに応じることを原則とする。

3. 農研機構が推進すべき途上国の研究に対する支援に向けた取組

(1) 途上国の農業等の支援に向けた研究協力については、JIRCASからの要請に基づいて、人材の派遣を通じて行うことを基本とし、業務上の支障が特に大きい場合を除き、当該要請に積極的に応じることとする。また、先進研究機関として、途上国研究者の研修や受け入れについても積極的に取り組む。

(2) 他方で CGIAR 等の国際研究機関との共同研究については、その研究目的の多くは途上国支援ではあるものの、研究水準の高さや研究成果の普遍性にかんがみ、グローバル・フードバリューチェーン戦略や各国との二国間政策対話等との整合を図りつつ、これに積極的に参加する。このほか、SATREPS (JICA・JSTの共同プロジェクト)等、我が国の国際援助機関が実施する研究協力についても積極的に参加する。これらの場合においても、JIRCASとは緊密に連携を取って、JIRCASとの役割分担を明確化し、効率的に推進する。

具体例：IRRIとの連携協定及び共同研究、IAEA研究部門との連携協定

4. 農研機構が推進すべきその他の取組

(1) 研究成果の公表

農研機構のプレゼンスを向上する観点及び国際貢献の重要性にかんがみ、国際社会への成果の公表については、国際会議や国際的な学術誌等を通じて、積極的に取り組む。

具体例：IAEA と共同で福島放射能汚染問題に関する研究成果を共有するためのワークショップを開催

(2) 政府等への協力

日本政府、公的な法人および国際機関等（以下、政府等と略）の要請がある場合には、以下の活動に協力することができるものとする。ただし、その場合の旅費等の負担については、要請元が負担することを原則とする。また、農研機構側からのイニシアチブにより、政府等に対し、日頃より通常業務を通じて、より率先して積極的に、情報提供、提案や助言を行う。

- ① 国際会議、会合に職員を派遣し、科学的・技術的な提案や助言を行う。
- ② 政府等へ職員を派遣し、相手国の研究開発や国際開発援助などの国際業務に協力する。
- ③ 政府等が国際開発援助の一環として日本国内で行う研修に協力する。

(3) 国際的な枠組みへの対応

国際条約や国際協定等に基づき多国間の協議・協力の枠組みが設定されているもののうち、我が国の農業・食品産業等への影響があるものや農研機構の活動に関連するものについては、協議の場に積極的に参加し、知的貢献を通じて農研機構のプレゼンスを高めるように努める。そのためには、専門性に応じて同一の者が協議の場に継続的に派遣されるよう配慮するとともに、その後継者の育成にも留意する。

具体例：農業分野の温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンス (GRA) や主要家畜伝染性疾病及び人畜共通伝染病に関する研究ネットワーク (STAR-IDAZ-IRC) 等の国際的研究ネットワークに参加

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）や国際植物防疫条約（IPPC）などに関連する国際協議に参加

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）及び生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）等の地球規模の研究ネットワークに参加

国際的な標準化に対する議論に積極的に関与するため、アジア・太平洋地域農業機械試験ネットワーク（ANTAM）等の会議に参加

また、これら国際的な協議・協力の枠組みのうち、農研機構が構成員になることが求められているものについては、これに積極的に参加することを原則とする。ただし、参加に際して分担金等の負担を伴うものについては、費用負担と参加による短期的及び長期的利益を考慮の上、決定する。

具体例：温帯農業に関する研究枠組みへの参加（分担金を伴うことから、現在は、オブザーバーとして参加し、正式参加の可否を検討している。）

5. 組織の国際化に向けた取組

（1）農研機構における国際人材育成のための取組等

① 海外への研究者の長期派遣の促進に向けた取組

内に向きがちな若手研究者の視点を海外に向け、国際的な人材を育成する観点から、管理職は、中長期的な人材育成の視点に立って、研究者が「在外研究員制度」や JST、OECD 等の海外派遣の仕組み、海外の大学等が持つ受け入れの仕組み等に応募することを推奨し、積極的に支援する。

また、「在外研究員制度」を拡充し、現行の 1 年派遣を 2 年派遣との選択制にするほか、短期派遣制度を拡充し、共同研究を促進する。なお、派遣に際しては、海外研究機関の研究能力を把握・評価した上で派遣先を設定する等、戦略的・効果的に在外研究を展開して、海外の優れた知見や手法等を導入するように留意する。

② 研究者の人事評価等の見直し

人事評価においては、国際的な共同研究の実施、在外研究員制度等を利用した海外での研究経験、国際ジャーナルへの投稿、国際シンポジウムの企画、

国際会議への参加等の貢献を重視するようにする。また、国際人材を育成するためのキャリアパスを作り、国際共同研究への参加のほか、国際会議等への継続的な参加（異動があった場合にも引き続き参加できるよう配慮）、海外への短期・長期の派遣、JIRCAS を経由した国際協力活動への参加等を通じ、国際研究を実施できる者、国際プロジェクトを企画・管理できる者、国際会議においてリーダーシップを取れる者等を計画的に育成する。

（２） 農研機構における外国人研究者の増加に向けた取組

農研機構における人材の多様性を高め、研究を活性化させるために、外国人研究者を増加させる必要がある。このため、ダイバーシティ推進委員会を立ち上げて、英語による機構内手続きの新規導入等の外国人研究者のサポート体制の強化や、外国人研究者を含めた研究者のキャリアパスの明示等によって、外国人研究者の確保を図る。当面は一号任期付あるいは二号任期付研究員制度を活用し、優秀な人材を獲得する。

具体例：外国人研究者数 6 名（平成 27 年度農研機構実績）

産総研は、3 年前からダイバーシティ推進体制を設置
INRA が近年、給与等の処遇・権限を明示し、外国人研究者の割合を急速に増やしていること。

このほか、ニーズに応じて、日本人であっても、海外での研究経験や学位取得を要件に採用を行う等により、国際的な人材の確保を図る。

（３） 海外レビューの活用

現在、農研機構の法人評価の一環として海外レビューを実施しており、国際的な視点で研究課題の設定等を改善する上で、有効な手段となっていることから、より効果的に実施できるよう対象課題や方法等を検討しつつ、継続的に実施する。また、その実施のために著名な海外の研究者を招聘することから、その機会を利用して、海外の研究機関のマネジメント手法を聴取する機会を作り、農研機構のマネジメントに活かす。

（４） 海外派遣や海外機関との連携強化に向けた国際室の取組み

国際室は、海外派遣や海外機関との連携を促進するため、海外の研究機関や国際機関を訪問し、今後の派遣や連携先としての有効性の調査を行う。さらに、日本学術振興会等が行う海外派遣制度や国際連携支援に係る外部資金への応募を促進する等の観点から、国際連携に係る活動・調査を募集・審査し、本格的な国際共同研究実施のための事前活動等に対して、運営費交

付金を配分する。

6. 実施体制等

- (1) 国際室は、農研機構全般にわたる国際活動に係る計画を立案・実施するとともに、その活動状況を検証する。これに伴い、国際室の体制を人員増等により強化する。
- (2) 国際室は、新たに行う国際共同研究や政府等への協力等の国際対応のうち特定の研究センター等の所掌として明確に位置づけられないもの、さらに、従来から継続的に行っている国際対応のうち複数の研究センター等にまたがっており役割分担が明確でないものについて、対外的な連絡調整を含めて、窓口・調整機能を担う。
- (3) 評価室は、国際室の協力の下、海外レビューに係る企画運営を実施する。
- (4) 研究センター等は、本部との連絡調整を円滑に行うため、国際対応に係るコンタクト・ポイントを決める。また、国際共同研究や政府への協力等の国際対応について当該研究センターの所掌として明確に位置づけられるものについては、対外的な連絡調整を含めて、窓口・調整機能を担う。なお、上記連絡調整に際しては、国際室と協議の上進める。
- (5) 男女共同参画推進委員会をダイバーシティ推進委員会に改組し、委員会の所掌業務に、現在の男女共同参画推進に加え、外国人研究者の支援推進を追加して、新たな実施体制を構築する。
- (6) 農研機構職員が海外で活動する際には、相手国の法令等の情報を収集し、現地の法令等を遵守するよう意識を高めて安全確保を図るとともに、現地の文化・慣習にも留意して、農研機構への国際的な信頼の醸成に努める。